

児童手当を受給している方へ

次のような場合は届出が必要
要です。

- ・ 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ・ 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市町村や海外への転出を含む）
- ・ 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ・ 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ・ 受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ・ 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ・ 国内で児童を養育している方として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

※必要な届出が遅れたために過払いが発生した場合は、過払い分を返還していただきますので、速やかに手続きをしてください。

現況届の提出

児童の養育状況が変わっていないければ、現況届の提出は原則不要ですが、次の①～⑤の方は、現況届の提出が必要です。

提出が必要な方に、現況届を送付しますので、6月30日(月)までに提出してください。現況届が届いていない場合は、子育て支援課までお問い合わせください。

は、子育て支援課までお問い合わせください。

現況届の提出が必要な方

- ① 離婚協議中で配偶者と別居している方
- ② 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所が実際の居住地と異なる方
- ③ 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ④ 法人である未成年後見人、施設・里親の受給者の方
- ⑤ 「監護相当、生活費の負担」についての確認書」の提出がある方のうち、算定対象となる18歳到達後の最初の3月31日の翌日から22歳到達後の3月31日までのお子さんが学生以外（就労中・無職など）であるなど、養育相当の状況に変更がないか確認の必要がある方

過年度分の現況届が未提出の方へ

令和6年度の現況届の提出が確認できず一時差し止め中の方は、当該年度の現況届の提出が必要です。

子育て支援課

☎ 443・1693



ブロック塀などの除却工事の一部を補助

自己所有のブロック塀などの除却を希望され、次の要件に該当する市民の方に費用の一部を補助します。

補助要件

・ 市内の建築基準法の道路に面して設置されている千葉県地域防災計画で定める緊急輸送道路（主要地方道・千葉八街横芝線・成東酒々井線、一般国道・126号・409号）または、小学校を中心とした概ね半径500mの区域にある通学路に面して設置されている

申請方法

次のどちらかで期間内に申請してください。

窓□申請

申請時間
午前9時～午後5時

申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類と一緒に都市計画課へ提出してください。

※申請書類は、都市計画課窓口で配付のほか、市ホームページからダウンロードできます。

LINE申請

申請時間
24時間

申請方法

インターネット利用可能のお使いのスマートフォンなどで申請してください。

補助件数

1件（受付件数を上回った場合は抽選になります）

募集件数に満たない場合は

☎ 443・1430

第59回なのはなシニア千葉特選演芸会

令和7年度県民の日賛同行事

心のふるさと和芸競演

唄います！

喋ります！笑わせます！

盛りだくさんの演芸会で、大好評の抽選会もあります。

開演

午後1時30分

6月6日(金)

国民年金の任意加入制度

60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がななく老齢基礎年金を満額受給できない場合などで、年金額の増額を希望する場合は、60歳以降でも国民年金に任意加入できます。（厚生年金保険、共済組合などの加入者を除く）

任意加入できる方

- ・ 次のすべての条件を満たす方
- ・ 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方（一部対象とならない方がいます）
- ・ 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
- ・ 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方
- ・ 厚生年金保険、共済組合などに加入していない方

任意加入できない方

- ・ 年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できますが、年金事務所での手続きとなりますので、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。
- ・ 外国人に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方も加入できます。

手続きに必要なもの

- ・ マイナンバーカードまたは運転免許証など本人確認できるもの
- ・ マイナンバーまたは基礎年金番号のわかるもの
- ・ 預（貯）金通帳および金融機関への届出印
- ※保険料の納付方法は、口座振替となります。

申請および問い合わせ先

☎ 443・1139

☎ 212・8621

ゆうゆうのすこやか運動教室 その16

7月3日(木)・31日(木)・8月7日(木)・21日(木)・9月4日(木)・11日(木)

各日午前10時～11時

老人福祉センターゆうゆう

介護予防リーダーによる健康体操、レクリエーション、脳トレなど

市内在住で60歳以上の方

定各回20人（先着順）

無料

6月7日(土)午前9時から電話または来所申し込み。

※申し込みは本人のみです。

※上靴、タオル、飲み物、動きやすい服装

※感染症などの拡大状況により変更する場合があります。

☎ 443・5211

老人福祉センターゆうゆう